

<報道発表資料>

<環境省、栃木県、群馬県、茨城県同時発表>

令和3年2月15日

**栃木県が回収した死亡野鳥のA型インフルエンザ簡易検査
陽性に伴う、埼玉県内の野鳥監視重点区域の指定について**

令和3年2月15日、栃木県栃木市で回収されたハヤブサ1羽の死亡個体について、栃木県で簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性反応が出たとの報告がありました。これに伴い、下記のとおり環境省から野鳥監視重点区域が指定されたので、今後、区域内の監視を強化します。

なお、病原性を確認するための確定検査はこれから環境省により、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門で実施する予定です。結果判明には1週間程度かかる見込みです。

※ 現時点では、簡易検査により陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

※ 確定検査の結果、陰性となることもあります。

1 主な経緯

(1) 死亡個体の確認地点

栃木県栃木市

(2) 経緯

- ・本日、栃木県がハヤブサ1羽の死亡個体を回収し、簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性が判明。
- ・同日、環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において確定検査を実施予定。

2 今後の対応

(1) 野鳥に係る対応

- ・環境省により栃木市を中心として指定された野鳥監視重点区域（当該死亡野鳥が回収された場所を中心とする半径10km圏内）において、野鳥の監視を強化する。
- ・野鳥監視重点区域該当市町村
加須市、羽生市、久喜市

(2) 家きんに係る対応

- ・県内のすべての家きん飼養者に対し情報提供を行い、注意喚起をするとともに、改めて農場への野鳥等の侵入防止対策、消毒実施及び異常家きん発生時の早期通報の徹底を指導。

3 留意事項

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられています。
- ・日常生活において、鳥の糞便等にふれた場合には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- ・なお、現場での取材については、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

<参考> 関連情報

- 環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

<問い合わせ先>

環境部みどり自然課（野鳥に関すること）

野生生物担当 窪田・加島

内線 3143 外線 048-830-3143

農林部畜産安全課（家きんに関すること）

家畜衛生担当 加藤

内線 4175 外線 048-830-4175